

柴原浄水場清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

豊中市上下水道局（以下「本局」という。）では、柴原浄水場内において、職員及び施設利用者が利用する清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」とします。）の設置事業者を募集します。

設置を希望される事業者はこの募集要項をよく読み、次の各事項を承知の上、お申込みください。

1 公募物件

所在地及び 設置場所	台 数	設備の 有無	使用許可 スペース	最低基準額	位置 図	令和6年度 売上実績
柴原浄水場 （豊中市宮山町3 丁目20番1号）	1台	電気コンセ ントあり	2.16㎡ 幅 2.40m 奥行0.90m	1,330円 （月額 税込）	別紙 参照	売上本数 962本 売上金額 111,320円

※ 契約期間は、1年目2か月ですが、本局が支障ないと判断する場合は、1年以内の範囲で使用許可を更新することができます。なお、応募条件を変更しないことを前提として4回更新（最大契約期間4年2ヶ月）を限度とします。

※ 使用許可スペースには、放熱余地・回収ボックス設置分を含みます。

※ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に本局に連絡のうえ設置場所の確認をお願いします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす者が応募することができます。なお、自動販売機設置後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置者としての使用許可を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者となります。）。
- (2) 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (5) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (9) 応募資格として、豊中市物品等入札参加資格「5806自販機」又は「6012清涼飲料水」の認定を受けていること。
- (10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (12) 本局が実施する自動販売機の設置者募集に関して、過去3ヶ年のうち、「10 設置者の資格の喪失」に示す行為を行い、設置者としての資格を喪失した者でないこと。

3 公募の条件

(1) 設置方法

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第238条の4第7項および豊中市財産条例等に基づき、行政財産使用許可により行うものとします。

(2) 使用料等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間（自動販売機の設置、撤去に要する期間は、使用許可期間に含めます。）は令和8年（2026年）2月1日から令和8年（2026年）3月31日までの2か月とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して本局が支障ないと判断する場合は、1年以内の範囲で使用許可を更新することができます。なお、更新については、当初本局が設定した応募条件を変更しないことを前提として、4回の更新（最大契約期間4年2か月、令和12年（2030年）3月31日まで）を限度とします。

※許可期間中であっても、公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。

※使用許可期間満了後、引き続き使用許可を受けようとするときは、期間満了3か月前までに行政財産使用許可申請手続きを行ってください。

イ 使用料

設置者は、自動販売機を設置するにあたり、使用料を本局に納めていただく必要があります。本案件に応募いただいた事業者等（以下「応募者」とします。）の中から、本局が設定する最低基準額以上、かつ最高の額を提示した応募者を設置予定者として選定します。設置予定者が提示した提案価格に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって設置予定者が行政財産使用許可申請手続きを行うことにより正式に設置者となり、使用料が確定します。使用料は本局の発行する納付書により指定する期限までに全額納入してください。なお、1年目（令和8年（2026年）2月1日から令和8年（2026年）3月31日までの2か月）の使用料は、確定した使用料の2ヵ月分となります。

納入された使用料は原則として返納できませんが、以下の場合については本局と設置者が

協議の上、納入された使用料の一部または全部を返納します。なお、返納額については、使用許可期間と、既に使用した期間や、販売可能であった期間を勘案し、本局と設置者が協議するものとします。

- ・災害その他不可抗力による事由のため当該財産が使用できなくなったとき。
- ・臨時の長期休館など、商品の販売が事実上不可能となる期間があったとき。
- ・その他、設置者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。

ウ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含みます。）、移転費等の一切の費用は設置者の負担とします。

電気料金についてもその全額を設置者の負担とし、本局が発行する納付書により使用料を本局が指定する期限までに全額納入してください。

電気料金については子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格した有効期間内のものに限ります。）を設置し、指示値により計測した電力使用量に電力量単価（税込）（夏季、その他季で単価は異なります。）を乗じた額とします。なお、子メーターの管理についても設置者負担とします。

(3) 自動販売機の基準

自動販売機については、下記の仕様をすべて満たす機種としてください。

ア 環境対策

- 省エネルギー
 - ・「ヒートポンプ」技術を採用した機種であること。
 - ・「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」等の消費電力量の低減に資する技術を採用している機種であること。
- ノンフロン対策
 - ・ノンフロン対応機とすること。

イ 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機内の飲料を出すことができる販売機（災害救助ベンダー）とし、その旨を販売機に表示すること。また、災害発生時に本局が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

ウ その他

デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。ロケーション対応型（設置場所や環境に応じて周囲の景観に合う色合いをしたもの。）とすること。

新千円札・新500円貨幣対応であること。

(4) 設置条件

ア 自動販売機の寸法

自動販売機は、設置位置図に示した場所に、「1. 公募物件」に示した使用許可スペースを超えないものを設置してください。

イ 安全対策

自動販売機を設置するにあたっては、事前に施設管理者と協議のうえ、据付面を十分に確認したうえで地震等により転倒しないように安全に据え付けてください。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置してください。

(5) 販売品目等について

ア 品目

一般市場で認知・支持されているお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器、紙パックの容器入りの清涼飲料水とします。

なお、酒類およびその類似品の販売を行うことはできません。

イ 販売価格

標準小売価格（メーカー希望小売価格等）より安価になるよう努めてください。なお、標準小売価格を超えて販売することはできません。

(6) 使用上の制限について

次のことを遵守してください。

- 許可物件を指定用途以外の用途で使用しないこと。
- 許可物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしないこと。
- 許可物件を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。
- 使用許可の条件を遵守し、使用料等を期限までに確実に納付すること。
- 使用期間中に2の(4)に係る許認可等の取り消しを受けていないこと。

(7) 維持管理責任について

次のことを遵守してください。

- 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行うこと。
- 商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- 販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、設置者は、販売した容器以外の使用済飲料容器の回収・リサイクルにも協力すること。
- 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- 自動販売機、回収ボックス、自動販売機周辺は清潔に保つこと。
- 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- 商品の搬入・空容器の搬出時間及び経路については、本局の指示に従うこと。
- 自動販売機の売上高及び本数については、月別に集計を行い、半期ごとに自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、本局に報告すること。また、年度終了後は速やかに、売上実績報告書を提出すること。なお、報告された売上本数及び売上金額の情報は、新たに自動販売機設置者の公募を行う際に公表します。
- 本局より機器のメンテナンス記録、商品補充記録、施設管理者又は自動販売機利用者からの対処要請にかかる対処記録、トラブル対処記録（発生日時、トラブル内容、対処内

- 容、解決日時を含む。)等関係帳簿類の提出を求められた場合は延滞なく対応すること。
- 自動販売機に商品PR用のシール等を貼付する場合は、事前に本局に確認を行うこと。

(8) 使用許可の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。

なお、使用許可の取り消し又は変更によって生じた損失について、本局は一切補償しません。

- 許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
- 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合
- 設置者が「10 設置者の資格の喪失」に示す行為を行い、設置者としての資格を喪失した場合
- 著しく社会的信用を損なう行為等により設置者として相応しくないと本局が判断した場合

(9) 原状回復

設置者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに使用許可物件を原状に回復して返還してください。ただし、特に本局が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとします。

なお、原状回復に際し、本局は一切の補償をしないものとします。

(10) 損害賠償

ア 設置者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状に復した場合は、この限りではありません。

イ 設置者は、許可書に定める義務を履行しないため本局に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

(11) 費用の支出及び請求権の放棄

使用許可物件に投じた費用は、理由の如何を問わず全て設置者の負担とし、これを本局に請求することができません。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

応募者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ、下記提出先に提出書類を郵送または直接持参し、提出してください。

なお、郵送の場合は、必ず提出先にその旨連絡し、確認をしてください。

ア 郵送で申込む場合

申込受付期間：

令和7年(2025年)11月4日(火)～令和7年(2025年)11月25日(火) 必着
送 付 先:〒560-0056 豊中市宮山町3丁目20番1号

豊中市上下水道局 技術部 浄水課 浄水係 宛

※ 簡易書留または書留により送付してください。普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは受け付けられませんので、ご注意ください。

イ 持参する場合(土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。)

申込受付期間:

令和7年(2025年)11月4日(火)～令和7年(2025年)11月25日(火)

【午前9時～午後5時15分】

提 出 先:豊中市宮山町3丁目20番1号(柴原浄水場)

豊中市上下水道局 技術部 浄水課 浄水係

(2) 必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書 様式第1号
- ② 応募者概要説明書 様式第2号
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し
- ④ 誓約書兼承諾書 様式第3号
- ⑤ 販売品目一覧表 様式第4号

応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、容器の種類などを記載していただくもので、本様式にて取扱う商品を決定するものではありません。取扱う商品の決定については、本局と協議が必要です。

- ⑥ 設置する自動販売機のカatalog(消費電力、寸法のほか、災害救助ベンダー、環境対策等の機能が確認できるもの)

(3) 申込みにあたっての留意事項

- ① 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられないのでご注意ください。
- ② 電話、ファクス、インターネットによる受付は行いません。
- ③ 提案価格は月額(税抜)を記入してください。
- ④ 提案価格が最低基準額に達しないとき、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名押印のないものは、提案自体を無効とします。
- ⑤ 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ⑥ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。
- ⑦ 応募書類の返却は行いません。

(4) 個人情報

応募書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定者選定及び使用許可事務のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(5) 質問書の受付

受付期間：令和 7 年（2025 年）11 月 4 日（火）から令和 7 年（2025 年）11 月 10 日（火）

受 付 先：豊中市上下水道局 技術部 浄水課 浄水係

メール：josui@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

質問方法：電子メールにて質問書様式第 5 号を送付

※件名を【自動販売機公募に関する質疑】とし、送信する前にウイルスチェックを必ず行ってください。

(6) 質問に対する回答

回 答 日：令和 7 年（2025 年）11 月 18 日（火）

回答方法：本局ホームページ内に掲載します。

※回答内容において、質問書の提出者が特定されると思われる情報は掲載しません。

※回答に対する再質問は受け付けません。

5 設置予定事業者の選定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置予定事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、本局が設定する最低基準額以上の額で、かつ提案価格について最高の金で応募申込みを行った者を選定し、設置予定事業者とします。なお、提案価格について同額の応募が 2 者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。

(3) 設置予定事業者の通知等

設置予定事業者の決定は、令和 7 年（2025 年）12 月 3 日（水）の予定です。

公募結果については応募者全員に文書で通知します。

設置予定事業者は、行政財産使用許可申請手続きを行い、本局から使用許可を受けて正式に設置者となります。

6 無効要件

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- (1) 最低基準額を下回る価格提案をしたもの。
- (2) 応募者の記名押印がないもの。
- (3) 本局が指定する様式を用いないで価格提案したもの。
- (4) 2 以上の価格提案をしたもの。
- (5) 提案価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- (6) 金額の訂正、削除、挿入等のある価格提案書によるもの。
- (7) 価格提案に関し不正な行為を行ったもの。
- (8) その他価格提案に関する条件に違反したもの。

7 行政財産使用許可申請手続き

設置予定事業者は、令和7年（2025年）12月10日（水）までに、行政財産使用許可申請書その他提出書類を提出してください。なお、使用許可申請は応募申込書に記載された名義以外では行うことはできません。

＜行政財産使用許可申請に係る提出書類＞

- ① 行政財産使用許可申請書
- ② 設置場所の図面
- ③ 自動販売機及び回収ボックスの外寸図

8 設置予定事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。なお、この決定の取り消しによって設置予定事業者に損失が生じたとしても、本局は一切補償しないものとします。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 「10 設置者の資格の喪失」に示す行為を行い、設置者としての資格を喪失した場合

9 設置者の公表

設置者の決定後、本局ホームページに決定金額及び設置者を掲載します。

10 設置者の資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、本局の自動販売機に関する設置者としての資格を失います。

- (1) 設置予定事業者が指定する期日までに使用許可申請の手続きを行わなかった場合
- (2) 許可の条件に違反する行為が認められ、使用許可が取り消された場合
- (3) 応募の提案書類又は実績報告書に虚偽の報告があった場合
- (4) 正当な理由なく自動販売機の設置を辞退した場合
- (5) 使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した場合

11 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。
- (2) 応募者は、本案件の選定結果後に選定結果または本募集要項の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 本募集要項に定めのない事項は、地方自治法その他関係法令に定めるところにより処理します。

12 問い合わせ先

豊中市宮山町3丁目20番1号（柴原浄水場）
豊中市上下水道局 技術部 浄水課 浄水係
TEL：06-6841-0070